

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

テルモは、「医療を通じて社会に貢献する」を企業理念とします。その理念のもと、世界中のお客様、株主、社員、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供します。

企業理念を実現するため、世界中の全アソシエイトの行動の基礎となる共通の価値観、信念を次の5つにまとめ、コアバリューズとして制定します。

Respect (尊重) - 他者の尊重

Integrity (誠実) - 企業理念を胸に

Care (ケア) - 患者さんへの想い

Quality (品質) - 優れた仕事へのこだわり

Creativity (創造力) - イノベーションの追求

企業理念およびコアバリューズを基本に、経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。

株主との対話の推進等、ステークホルダーへのアカウンタビリティ (説明責任) を充実させることにより、社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努めます。

上記に加え、コーポレートガバナンス・コードを軸に、良き企業市民としてグローバルに活動する体制を構築します。

コーポレート・ガバナンス体制が実効を上げるには、自由闊達な、明るい、働きがいのある企業風土が不可欠であり、その風土の醸成に努めます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図の模式図は添付の通りです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、企業理念およびコアバリューズに基づき、長期にわたる持続的成長および企業価値向上を達成するため、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

<https://www.terumo.co.jp/about/governance/index.html>

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示を求められている項目のうち、以下については、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」上で開示しております。

- 原則1 - 4: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (4)政策保有株式」
- 原則1 - 7: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (6)関連当事者間の取引」
- 原則2 - 6: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (5)企業年金のアセットオーナーとしての機能」
- 原則3 - 1(ii): 当社方針「1.総則」および方針全体
- 原則3 - 1(iii): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (11)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」
- 原則3 - 1(iv): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」
- 原則4 - 1(1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (2)取締役会」
- 原則4 - 9: 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」および別紙(2)
- 原則4 - 11(1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (2)取締役会」および「(9)取締役の選解任」
- 原則4 - 11(2): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」
- 原則4 - 11(3): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (13)取締役会の実効性評価」
- 原則4 - 14(2): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (12)トレーニング方針」
- 原則5 - 1: 当社方針「5.適切な情報開示」および別紙(3)

■原則1 - 4【いわゆる政策保有株式】

当社は事業機会創出や企業価値向上を目的とし、他社企業の株式を保有する場合があります。保有株式については、中長期的な観点から経済合理性・目的を毎年取締役会で検証を行います。保有を継続する銘柄については、有価証券報告書において特定投資株式として開示します。保有株式の議決権行使にあたっては、テルモおよび投資先企業の企業価値に及ぼす影響を考慮し、賛否の判断を行います。

当社は過去から政策保有株式の縮減を進めており、2019年度は1銘柄売却し、2020年3月末時点で投資有価証券の残高は7,973百万円(時価ベース)となっております。主要な政策保有株式の発行企業とは現在協業関係にあり、当該株式保有は十分な合理性があると判断しております。

■原則3 - 1【情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(企業理念)や経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイト上「企業理念体系」「トップメッセージ」に掲載しているほか、テルモレポートや決算説明会等のIR活動において公表する等、広く株主・投資家の皆さまに共有いただけるよう努めております。

企業理念体系: <https://www.terumo.co.jp/about/group-identity/>

トップメッセージ: <https://www.terumo.co.jp/about/message/>

(v) 経営陣幹部の選任理由

当社の取締役個々の選任理由は、第105期定時株主総会招集ご通知に記載しております。

https://www.terumo.co.jp/investors/stocks/shareholders_meeting/

■原則4 - 11【取締役会の実効性確保のための前提条件】

[評価の実施とプロセス]

当社では、取締役会の更なる実効性確保および機能向上を目的に、2019年度の実効性に関する自己評価を実施しました。

評価にあたっては、全取締役を対象とした匿名のアンケート調査に加え、一部取締役と取締役会事務局へのヒアリングを実施いたしました。なお、各取締役から忌憚のない意見を聞き出すことと客観性の確保を目的として、アンケート調査の集計結果の取りまとめと取締役・取締役会事務局へのヒアリングおよびその分析は、第三者機関に委託しております。

分析結果を受け、過半数が社外取締役で構成されているコーポレート・ガバナンス委員会で議論、評価を実施した上で、取締役会において重点課題や今後の取り組みを報告・提案し、次年度の取締役会・委員会運営に反映させております。

[2018年度の評価結果およびその対応]

2018年度の実効性評価において、今後も検討を要する事項として主にあげられた事項と、各事項についての対応状況は、次のとおりになります。

・課題1: 将来のイノベーションや医療業界動向等を見据えた、さらに長期的な経営の方向性や戦略に関する議論を実施すること

対応1: 戦略テーマとして、グローバルでの生産戦略・人財戦略、また、アジアの地域戦略等の議論を行いました。また、長期的な経営の方向性に関して、長期ポートフォリオ、最新テクノロジー、海外ガバナンスのモニタリングに関する議論を行いました。

・課題2: 多様性を含めた取締役構成に関する議論をさらに重ね、選任にあたっての考え方についての共通理解を深めること

対応2: 2020年度の実効性評価に向け、指名委員会を中心に議論を行いました。

・課題3: 社外取締役のさらなる活躍に向けた支援体制の整備や役割の再整理を行うこと

対応3: 新任社外取締役に対する教育・研修の機会を、従来より早期かつ多様に設定しました。これにより、取締役会への早期の貢献の実現に寄与したとの評価が得られました。

[2019年度の評価結果(概要)]

評価結果として主に次のような事項が示されており、取締役会の実効性向上に向けた取り組みが着実に進捗し、監督機能が十分に発揮されていることが確認されました。

・取締役会は執行側に適切に権限委譲を行うとともに、事業リスクに対し適切なモニタリングを実施していること

・取締役会の諮問委員会には社外取締役全員が出席するとともに委員長を務めており、透明性・実効性の高い運営に寄与していること

・社内外取締役の構成や各々の知見・経験のバランスは、取締役会としての自由闊達かつ実効性のある議論を可能としていること

[評価結果(検討課題等)]

上記評価結果の一方で、今後も検討を要する事項として、主に次のものがあげられました。

・医療業界の変化、デジタルテクノロジーの進化等、取締役会での中長期的な経営の方向性や経営戦略に関する討議機会の必要性が更に増す中、討議時間を十分に確保するための運用改善

・海外のリスクマネジメントに関する、取締役会としての継続的なモニタリング強化(生産、品質、コンプライアンス等)

・取締役会の構成の今後のあり方についての継続議論

・諮問委員会の役割の明確化と委員会構成の整理

これらを含め、課題として認識している事項については2020年度の実効性評価および委員会活動の中で対応策を講じていくとともに、取締役会のさらなる実効性確保および機能性向上を図るための施策を引き続き検討、実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	114,778,600	15.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	68,010,800	9.04
第一生命保険株式会社	40,519,600	5.39
明治安田生命保険相互会社	27,136,400	3.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	19,440,249	2.58
株式会社みずほ銀行	15,736,000	2.09
公益財団法人テルモ生命科学振興財団	14,720,444	1.96
JP MORGAN CHASE BANK 385632	13,034,784	1.73
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	11,893,800	1.58
東京海上日動火災保険株式会社	11,579,520	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

本提出日現在の株主名簿の記載内容を確認および記載出来ないことから、直近の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載しております。

なお、上記のほか、当社が保有する自己株式7,236千株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上田 龍三	学者								○			
黒田 由貴子	他の会社の出身者											
西 秀訓	他の会社の出身者											
中村 雅一	公認会計士											
宇野 総一郎	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

上田 龍三		○	上田氏は、当社と取引のある愛知医科大学の教授に就任しております。また、2003年4月から2007年6月まで、当社と取引のある名古屋市立大学の病院長を務め、現在は客員教授・名誉教授に就任しています。当社と各大学との取引額は、当社売上収益の0.1%未満です。	<選任理由> がん治療における研究業績をはじめとした専門知識や名古屋市立大学病院長・名古屋市病院局局長等を歴任され、当該団体の実務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験を当社の経営およびその監督に活かしていただくため、社外取締役役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
黒田 由貴子		○	黒田氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー、株式会社CAC Holdings社外取締役、三井化学株式会社社外取締役、株式会社セブン銀行社外取締役を兼任しております。	<選任理由> 豊富な経営者経験および長年にわたるグローバルでの人材・組織コンサルティング経験で培われた見識等を当社の経営およびその監督に活かしていただくため、社外取締役役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
西 秀訓		○	西氏は、不二製油グループ株式会社社外取締役を兼任しております。	<選任理由> 豊富な経営者経験および長年にわたる海外事業経験・マーケティング経験で培われた見識等を当社の経営およびその監督に活かしていただくため、社外取締役役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
中村 雅一	○	○	中村氏は、中村雅一公認会計士事務所代表、住友重機械工業株式会社社外監査役、SCSK株式会社社外取締役を兼任しております。	<選任理由> 公認会計士として財務および会計に関する豊富な知見を有しており、独立した立場から当社経営の監査・監督にあたっているため、社外取締役役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
宇野 総一郎	○		宇野氏は、長島・大野・常松法律事務所弁護士、ソフトバンクグループ株式会社社外監査役、株式会社ドリームインキュベータ社外取締役を兼任しております。	<選任理由> 日本および海外での弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営の監査・監督にあたっているため、社外取締役役に選任しております。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断していますが、同氏の所属事務所のルールに従い、独立役員としての届出は行っておりません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役会で決議をした「内部統制システム整備の基本方針」(IV内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況をご参照ください。)に基づき、監査等委員会を補助する組織として、専任の使用人(以下、専任使用人という。)からなる監査等委員会を設置しております。

なお、専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項については、「内部統制システム整備の基本方針」で以下のように定めております。

・専任使用人の人選、人事考課、給与、異動および懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から定期的に、また必要に応じて監査の実施経過について報告を受け、積極的な意見および情報交換を行なっております。さらに、内部統制システムの構築・運用評価についても定期的に必要な報告を受けるなど、公正な監査が実施できる体制を整備しております。監査等委員会は、内部監査部門である内部監査室と定期的に報告会を実施し、内部監査および内部統制システムの構築・運用評価の報告を受け、必要に応じて指示をします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	7	0	2	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	2	5	0	0	社外取締役

補足説明

〔指名委員会〕

(1) 役割

コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会にとって最重要の責務の一つである社長および会長の後継者人事ならびに取締役・執行役員の選任および解任に関する事項について、取締役会の諮問機関として審議を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。

(2) 構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、独立社外取締役を過半数とします。
・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(3) 活動状況

2019年度の開催回数は4回で、各委員の出席状況は次の通りです。

森郁夫(社外取締役) 4/4(出席率100%)

上田龍三(社外取締役) 4/4(出席率100%)

黒田由貴子(社外取締役) 4/4(出席率100%)

中村雅一(社外取締役(監査等委員)) 3/3(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された委員会のみ対象

宇野総一郎(社外取締役(監査等委員)) 3/3(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された委員会のみ対象

三村孝仁(代表取締役会長) 4/4(出席率100%)

佐藤慎次郎(代表取締役社長CEO) 4/4(出席率100%)

委員会の事務局は、秘書室が担当しております。

〔報酬委員会〕

(1) 役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。ただし、監査等委員の報酬に関する事項については、会社法第361条の規定に反してはならないものとします。

・取締役および執行役員の報酬に関する事項(報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等)

・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

(2) 構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。

・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外

取締役がこれに代わるものとします。

(3)活動状況

2019年度の開催回数は3回で、各委員の出席状況は次の通りです。

森郁夫(社外取締役) 3/3(出席率100%)
上田龍三(社外取締役) 3/3(出席率100%)
黒田由貴子(社外取締役) 3/3(出席率100%)
中村雅一(社外取締役(監査等委員)) 2/2(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された委員会のみ対象
宇野総一郎(社外取締役(監査等委員)) 2/2(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された委員会のみ対象
三村孝仁(代表取締役会長) 3/3(出席率100%)
佐藤慎次郎(代表取締役社長CEO) 3/3(出席率100%)
委員会の事務局は、秘書室が担当しております。

[コーポレート・ガバナンス委員会]

(1)役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。なお、委員会での審議内容は適宜取締役会へ報告します。

- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な事項
- ・コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項
- ・環境(Environment)・社会(Society)分野における体制整備、持続可能性(Sustainability)のための取組み等、コーポレート・ガバナンスと密接に関連する重要事項
- ・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

(2)構成

- ・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。
- ・委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(3)活動状況

2019年度の開催回数は4回で、各委員の出席状況は次の通りです。

森郁夫(社外取締役) 4/4(出席率100%)
上田龍三(社外取締役) 3/4(出席率75%)
黒田由貴子(社外取締役) 4/4(出席率100%)
中村雅一(社外取締役(監査等委員)) 2/2(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された委員会のみ対象
宇野総一郎(社外取締役(監査等委員)) 2/2(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された委員会のみ対象
三村孝仁(代表取締役会長) 4/4(出席率100%)
佐藤慎次郎(代表取締役社長CEO) 4/4(出席率100%)
委員会の事務局は、秘書室が担当しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

当社では、コーポレート・ガバナンス基本方針を取締役会決議により制定しております。その中で、監査等委員を除く取締役の員数を15名以内とすること、監査等委員である取締役の員数を5名以内とし、その過半数は社外取締役とすること、取締役総数のうち、社外取締役は3分の1以上を目途とすることを規定しております。さらに、社外取締役は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たす者であることを規定しております。社外取締役のうち、所属事務所のルールで届出を行わない1名(宇野総一郎氏:監査等委員である社外取締役)を除く全員を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

直前事業年度における社外取締役の取締役会への出席状況は次の通りです。

森郁夫 13/13(出席率100%)
上田龍三 12/13(出席率92%)
黒田由貴子 13/13(出席率100%)

直前事業年度における社外取締役(監査等委員)の取締役会および監査等委員会への出席状況は次の通りです。

中村雅一 取締役会10/10(出席率100%) 監査等委員会8/9(出席率89%) 2019年6月21日の就任以降に開催された取締役会および監査等委員会のみ対象
宇野総一郎 取締役会10/10(出席率100%) 監査等委員会9/9(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された取締役会および監査等委員会のみ対象

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

〔方針、構成〕

中長期的な企業価値向上への動機づけのため、業務執行取締役の報酬の決定においては、「(a)経営陣の適切なリスクテイク」および「(b)株主との利益意識の共有」を重視した設定を行います。(a)については固定報酬と業績連動報酬(賞与)の適正なバランスを踏まえた設定を行います。(b)については、譲渡制限付株式を導入しています(業務執行取締役が日本国外に居住する場合は株式報酬型ストックオプションを付与する可能性)。

〔業績連動報酬(賞与)〕

(1) 目的・支給額の算出方法の概要

持続的な成長と各事業年度の業績目標達成への動機付けを強めることを目的とした報酬であり、この目的に合致した業績評価指標を採用しております。業績評価指標は、全社業績指標および担当部門・個人別業績指標で構成され、これらの指標に基づき算出した評価係数に役位ごとの標準額を乗じて支給額を算定し、毎年一定の時期に支給しております。

(2) 全社業績指標および変動幅

現在、全社業績指標としては、連結売上収益、連結営業利益およびEPSを用いています。売上収益・営業利益の目標は期初に設定した計画値とし、目標(計画値)達成で評価係数を100%と設定しております。業績向上に向けた健全な動機付けにつながるよう、達成率に応じて評価係数が0~150%の範囲内で変動します。

EPS指標は、株主目線を高め、持続的な収益のある成長を目指す指標とするために、EPSの3年移動平均値の対前年伸長率(一株当たりの利益の増加率)を評価指標として用いております。当該伸長率がEPSの3年移動平均伸長率の10年平均と同率を達成した場合は評価係数を100%と設定しており、売上収益・営業利益と同様、0~150%の範囲内で変動します。

(3) 担当部門・個人別業績指標および変動幅

現在、担当部門・個人別業績指標としては、担当部門売上収益、調整後営業利益および個別に設定する目標を用いています。担当部門売上収益および調整後営業利益の目標は期初に設定した計画値とし、目標(計画値)達成で評価係数を100%として設定しております。業績向上に向けた健全な動機付けにつながるよう、達成率に応じて評価係数が0~150%の範囲内で変動します。また、個人別に設定する目標については、特に重要な施策に関して期初に目標計画を設定し、期末の達成状況に応じて評価係数0~100%の範囲内で評価します。

(4) 役職ごとの設定・方針

業務執行取締役における全社業績目標および担当部門・個人別業績目標のウエイトについては、会長・社長は全社業績のみで業績評価を行い、事業責任を負う者は担当部門・個人別業績のウエイトを高め、機能・地域責任を負う者は全社業績のウエイトを高め設定しています。具体的には下表の通りです。

会長・社長: 全社業績100%、個人業績0%

事業責任者: 全社業績70%、個人業績30%

機能・地域責任者: 全社業績71~80%、個人業績29~20%

〔譲渡制限付株式〕

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2019年度から導入しております。譲渡制限付株式は毎年一定の時期に割り当て、譲渡制限期間は、長期にわたり株主の皆様との価値共有を図るという趣旨から30年間(又は取締役退任時)としております。また、在任期間中に不正行為や法令違反等があった場合は、累積した譲渡制限付株式の全数又は一部を無償返還するクローバック条項を設定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上への動機づけを明確にし、株主の皆様との利益意識を共有する目的から、株式報酬型ストックオプションを導入しております。対象は、業務執行取締役と、取締役を兼務しない執行役員のうち、日本国外に居住する者です。日本国内に居住する者に対しては、上記の通り、2019年から譲渡制限付株式を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の開示については、有価証券報告書および事業報告を当社ウェブサイト上に掲載すること等により、公衆の縦覧に供しております。具体的な内容は次の通りです(人数は延べ人数)。

〔社内取締役(6名)〕総額512百万円(基本報酬230百万円、譲渡制限付株式112百万円、賞与169百万円)

〔社内取締役(監査等委員1名)〕総額41百万円(基本報酬)

〔社外役員(7名)〕総額76百万円(基本報酬)

取締役三村孝仁、佐藤慎次郎については、連結報酬等の総額を有価証券報告書で開示しております。

三村孝仁: 総額147百万円(基本報酬60百万円、譲渡制限付株式37百万円、賞与49百万円)

佐藤慎次郎: 総額180百万円(基本報酬73百万円、譲渡制限付株式45百万円、賞与61百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[目標、各報酬についての考え方]

(1)全体構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬(賞与:標準額)および譲渡制限付株式につき、全体に対し各々が占める割合として50%、30%、20%を目安に設計しております。また、代表取締役社長CEOを筆頭に、上位者ほど、報酬全体に占める業績連動報酬(賞与)および譲渡制限付株式の構成比が高くなるよう設定しております。

(2)決定方法

監査等委員を除く取締役の固定報酬、賞与および譲渡制限付株式の役位ごとの標準額および制度設計の内容等については、社外取締役が過半数を占め、委員長が社外取締役で構成されている独立性の高い報酬委員会が、取締役会の諮問機関として、社外専門機関調査による他社水準などを考慮しながら審議しております。

また、2015年6月24日開催の第100期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役報酬(固定報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション。承認時における対象取締役14名、うち社外取締役3名)について年額700百万円の枠を、2019年6月21日開催の第104期定時株主総会において譲渡制限付株式について年額200百万円の枠をご承認頂いております(承認時における対象取締役8名、うち社外取締役3名)。監査等委員である取締役報酬については2015年6月24日開催の第100期定時株主総会において年額100百万円の枠をご承認頂いております。当該承認のもと、決定手順は以下のとおりです。

固定報酬:上記株主総会で承認された報酬枠の中で、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定します。

賞与、譲渡制限付株式:上記株主総会で承認された報酬枠の中で、毎年の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専任スタッフは配置しておりませんが、監査等委員を除く社外取締役については秘書室のスタッフが、監査等委員である社外取締役については監査等委員会室のスタッフがサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数		0名			

その他の事項

現在、対象者はおりません。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社の機関の内容
当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。
加えて、経営の透明性と客観性を高めるため、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、内部統制委員会およびリスク管理委員会を任意の機関として設置しております。

- 1.取締役会
- (1)役割
- ・取締役会は、企業価値の最大化に向け経営の基本方針等に関する最適な意思決定に務めます。
 - ・意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針に基づく業務執行については取締役・執行役員への権限委譲を進め、取締役会は、その業務執行を監督します。
 - ・取締役会は、コーポレート・ガバナンスの維持向上および経営の健全性の観点から、重要な責務の一つとして、社長後継者の指名プロセスを適切に監督します。
- (2)構成
- ・監査等委員を除く取締役の員数は15名以内とします。
 - ・取締役総数のうち、独立社外取締役は3分の1以上とします。
 - ・議長は、コーポレート・ガバナンスにおける執行と監督の分離の観点から、代表取締役会長が務めることを原則とします。ただし、会長が選任されていない場合は、上記観点を基本に議長候補者の実情を勘案して、指名委員会が提案した取締役をもって、取締役会は議長に選任します。
- (3)活動状況
- ・2019年度の開催回数は13回で、各取締役の出席状況は次の通りです。
 - 三村孝仁(代表取締役会長) 13/13(出席率100%)
 - 佐藤慎次郎(代表取締役社長CEO) 13/13(出席率100%)
 - 高木俊明(取締役専務執行役員) 13/13(出席率100%)
 - 羽田野彰士(取締役常務執行役員) 13/13(出席率100%)
 - 西川恭(取締役上席執行役員) 10/10(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された取締役会のみ対象
 - 森郁夫(社外取締役) 13/13(出席率100%)
 - 上田龍三(社外取締役) 12/13(出席率92%)
 - 黒田由貴子(社外取締役) 13/13(出席率100%)

木村義弘(取締役(監査等委員)) 13/13(出席率100%)

中村雅一(社外取締役(監査等委員)) 10/10(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された取締役会のみ対象

宇野総一郎(社外取締役(監査等委員)) 10/10(出席率100%) 2019年6月21日の就任以降に開催された取締役会のみ対象

・取締役会では、前年度の取締役会実効性評価で特に重要性が高いと認識された案件について、討議テーマとして年間予定の中に設定しております。2019年度は、戦略テーマとして、グローバルでの生産戦略・人財戦略、また、アジアの地域戦略等の議論を行いました。また、長期的な経営の方向性に関して、長期ポートフォリオ、最新テクノロジー、海外ガバナンスのモニタリングに関する議論を行いました。

2. 取締役会の諮問委員会(指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会)

本報告書II. 1[任意の委員会]をご参照ください。

3. 内部統制委員会

(1) 役割

取締役会の下部機関として、当社「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、テルモグループの内部統制システムの整備・運用を担います。

(2) 構成

・代表取締役、常務以上の取締役、専門部会長、内部統制部門長および顧問弁護士で構成します。

・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。

・委員長は、代表取締役社長とします。

4. リスク管理委員会

(1) 役割

取締役会の下部機関として、全社横断的視点のリスク認識・評価・分析および優先度等を踏まえ、テルモグループのリスク管理体制の整備・運用を担います。

(2) 構成

・常務以上の執行役員、内部統制部門長ならびに委員長が指名する者で構成します。

・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。

・委員長は、代表取締役社長とします。

監査等委員会による監査・監督

監査等委員会は、テルモグループにおける業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項をはじめ取締役等の職務執行の監査・監督を行います。そのために、監査等委員会は直接、内部統制室、内部監査室、法務・コンプライアンス室に指示・命令することができます。

・取締役会への出席、議決権行使および意見陳述

・その他の重要会議への出席、意見陳述

・監査報告の作成

・監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査方法、その他監査等委員会の権限の行使に関する事項の決定

会計監査

監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

継続監査期間

17年間

業務を執行した公認会計士の氏名 継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 小山 秀明 1年

指定有限責任社員 業務執行社員 石黒 之彦 5年

指定有限責任社員 業務執行社員 香月 まゆか 3年

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 15名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

(1) 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がります。

(2) 経営の透明性と客観性の向上

独立社外取締役の比率を高めることにより、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起されることを通じ、意思決定における透明性・客観性の向上を図ります。

(3) 意思決定の迅速化

執行役員制度の採用のもと、業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開をより一層加速します。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を総会開催日の2～3週間前に発送しております。 また、早期情報開示の観点から、株主総会招集に係る取締役会決議から招集通知発送までの間に招集通知をウェブサイトで開示するなど、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、集中日を回避し、かつ、総会が集中する午前ではなく、午後に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上をはかるため、当社は、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行い、株主総会の活性化のための取り組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR基本方針」を作成し、当社ホームページで開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長CEOが出席する決算説明会を、半期ごとに開催しております。 なお、第1四半期・第3四半期決算説明会は、チーフアカウンティング&ファイナンシャルオフィサー(CAFO)らが出席し、電話会議の形式にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、IR基本方針、コーポレート・ガバナンスの状況、コンプライアンスの状況、決算説明会資料と同説明会の模様を撮影した動画と音声の配信および質疑応答の掲載、テルモレポート、株主通信、株主総会の招集通知、定款を掲載しております。なお、海外投資家向けにも英語版でほぼ同様の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室がIRを担当しております。	
その他	年に各1回、大阪と名古屋で、代表者が出席する個人株主説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アソシエイトの行動の基礎とするテルモグループ共通の価値観「コアバリューズ」を制定しました。また、全社員が高い倫理観をもって正しく行動するために守るべき行動原則として「テルモグループ行動規範」を規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では環境推進室を設置しており、事業活動に伴う環境負荷の低減に継続的に取り組んでおります。2018年4月には、サステナビリティ推進室を設置し、企業理念に基づき、医療課題の解決をはじめとして、環境・社会とテルモグループ双方の持続的な発展に寄与する取り組みを全般的に促進しております。これらの取り組みの内、主な内容をサステナビリティレポートに記載し、当社ウェブサイトに掲載しております。（日本語・英語）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適切な情報開示の姿勢について定めた「IR基本方針」を策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	お客様とのダイレクトなコミュニケーションを持つ場として「テルモ・コールセンター」を設置しております。 <ダイバーシティの方針について> 当社では、人種、国籍、性別など、多様な個性を持つアソシエイトの活躍が、これからの成長エンジンであると考えております。新しい価値を創造する企業を目指し、ダイバーシティ推進室が中心となり、お互いの「多様性」を認め合い、異なる発想、知恵が混ざり合う環境をつくるための全社的な取り組みを進めております。 また、経営トップがダイバーシティ経営の重要性・意義についてアソシエイトにメッセージを発信しているのと同時に、社内イントラネットに掲載することでアソシエイトへのさらなる理解促進を図っております。 <女性活躍の方針・取り組みに関して> 経営トップがダイバーシティ経営の実現の一つとして「女性活躍推進」をコミットしています。管理職に占める女性比率は2022年3月末に8%以上（テルモ単体）という目標を掲げ取り組んでおります。女性の能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進し、管理職としての意識やスキルを高め、多様な視点で意思決定ができる環境を目指しております。 多様な働き方をサポートする各種支援制度の整備とあわせ、仕事と育児を両立させながら成長するためのキャリアプランの支援をしております。具体的には上司と話しあう「復職支援セミナー」や、女性のライフステージごとの様々な心身の変化を知ることで仕事への向き合い方などを学ぶ講演会などです。長期でのキャリア形成を考える機会や働き方の選択肢を提供することで、意欲のある女性の成長を支援しております。 また、当社では男性も積極的に育児休業を取得するよう推奨しており、取得者は年々増えております。取得者本人だけではなく職場全体で成果を出せる仕事のやり方を見直す機会となっております。 育児・介護と両立する柔軟な働き方を含め、多様な個性を持つアソシエイトがさらに活躍できる環境・風土づくりを促進しております。 これらの取り組みの内、主な内容をサステナビリティレポートに記載し、当社ウェブサイトに掲載しております（日本語・英語）。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会において決議し、テルモグループにおける内部統制システムの整備を推進しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 正しく行動すること、そのために、適用法令・業界規範・社内規則を遵守し、高い倫理観に従って行動すること(以下、「コンプライアンス」という。))が、企業理念を実践するために不可欠であることを「テルモグループ行動規範」に明記し、当社の取締役、執行役員、使用人及びグループ各社においてこれらに相当する者(以下、「グループ役職員」という。))に、これに関する継続的な教育・啓発を行う体制を構築します。
 - 2) 「グループ内部統制システム規程」を定め、グループの内部統制システムの整備を担うべく、代表取締役社長が委員長を務める内部統制委員会を設置します。その委員会において、コンプライアンスに係る重要な施策を審議し、その活動状況を定期的に取締役会及び監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員(以下、「選定監査等委員」という。))に報告する体制を構築します。
 - 3) 金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築します。
 - 4) 「グループ内部統制システム規程」に基づき、重大なコンプライアンス違反等が発生した場合、内部統制委員長の指揮のもと、対応チームを立ち上げ、発生原因及び再発防止策を内部統制委員会に報告・提言する体制を構築します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 「グループ文書管理規程」を定め、業務執行取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、文書等の種類、重要性等に応じて保存する体制を構築します。
 - 2) 「文書管理基準マニュアル 重要な会議体の議事録等取扱いについて」を定め、当社の重要な会議体の議事録を保存する体制を構築します。
 - 3) 取締役及び監査等委員会又は選定監査等委員(以下、「監査等委員会等」という)は、常時これらの文書等を閲覧することができる体制を構築します。
3. リスク(損失の危険)の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 「グループリスク管理規程」を定め、グループの横断的なリスク管理体制の整備を担うべく、代表取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会を設置し、その活動状況を定期的に取締役会及び選定監査等委員に報告する体制を構築します。
 - 2) 事業、品質、製品安全、災害、環境等のリスクに関し、その発生源となる活動を行う部署が主体的に管理し、かつ、当該リスクカテゴリごとの専門部署が、経営に重要な影響を及ぼすリスクの優先度等を踏まえて、上記リスク管理活動を支援・けん制する体制を構築します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会で承認された中長期成長戦略及び年度計画の達成に向け、取締役、執行役員等から構成される経営会議のほか、市場商品戦略会議等の専門会議を整備し、事業部門等に対し、迅速・適切かつ効率的な職務執行の支援・指導・監督する体制を構築します。
 - 2) 「決裁制度に関するグループ規程」を定め、迅速かつ効率的な会社の意思決定を行う体制を構築します。
 - 3) 「グループ業務分掌規程」その他の諸規程を定め、執行部門の組織運営方針及び役割を整備します。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 「グループ会社管理規程」その他の諸規程を定め、グループ全体の事業戦略、資源配分、事業分野の調整、リスク管理、コンプライアンス等についての整合性を図りつつ、グループ各社が、テルモグループの一員として、自主的に健全な経営を推進することを支援する体制を構築します。
 - 2) 「グループリスク管理規程」に基づき、グループ各社のリスク管理体制を構築します。
 - 3) 「決裁制度に関するグループ規程」に基づき、グループ各社において、重要性に応じた適切な承認権者による意思決定が行われ、特に重要な事項については当社の承認又は当社の経営会議もしくは取締役会への付議を必要とする体制を構築します。
 - 4) 「テルモグループ行動規範」をグループ共通の行動原則として定め、グループ各社に周知し、それについて継続的に教育する体制を構築します。
 - 5) 「グループ規程管理規程」を定め、それによって、それぞれの関連部署が、グループ共通の重要テーマについてグループ規程を制定し、グループ各社に周知する体制を構築します。
 - 6) グループ全体においてコンプライアンスのための体制が整備されることを支援・推進し、その状況をモニタリングします。
 - 7) グループ役職員がコンプライアンス違反等を知ったとき、職制を通さずに通報することができ、通報したグループ役職員が不利な取扱いを受けないことを保障する内部通報制度を構築します。
6. 内部監査体制
 - 1) 内部監査室は代表取締役社長に直属し、社長の指示のもとに監査を実施、報告します。同時に、取締役会及び選定監査等委員への報告体制を構築します。
 - 2) 地域及び重要子会社の内部監査部門と、本社内部監査室は連携し、グループの内部監査体制を構築します。
 - 3) 前1～5に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会又はリスク管理委員会に報告・提言すると共に当該改善課題の実行完了を確認する体制を構築します。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会を補助する組織として、専任の使用人(以下、「専任使用人」という。))から成る監査等委員会室を置きます。
8. 専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
専任使用人の人選、人事考課、給与、異動及び懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとします。

9. 専任使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
専任使用人は、監査等委員会等の指揮・命令に基づき職務を行うものとし、監査等委員でない取締役その他のグループ役職員からの指揮・命令を受けません。
10. グループ役職員(これらの者から報告を受けた者を含み、「報告者等」という。)が監査等委員会に報告をするための体制
 - 1) 法令に定める事項に加え、「取締役、執行役員および使用人の監査等委員への報告に関するグループ規程」に基づき、報告者等は、監査等委員会等に対し、適時・適切に報告します。
 - 2) 監査等委員会等は、グループ各社に設置している内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行います。
11. 報告者等が当該通報・報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
 - 1) グループ役職員が直接・間接を問わず、監査等委員会等に通報・報告をした場合、当該通報・報告を理由として、人事上その他一切の点で不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨グループ役職員に周知徹底します。
 - 2) 監査等委員会等は、通報・報告をした者の異動、人事評価、懲戒等に関し、取締役にその理由の開示・説明を求めることができます。
12. 監査等委員会等の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査等委員会等は、その職務の執行に関し、法令で定める費用等を当社に請求することができます。
 - 2) 監査等委員会等は、その職務の執行に必要なと認めるときは、外部専門家を起用することができます。なお、これに要する費用は、前号1)によるものとします。
13. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を開催します。
 - 2) 選定監査等委員は、経営会議をはじめとする重要な会議体に出席することができます。
 - 3) 監査等委員会等は、内部監査部門との定例連絡会の開催、会計監査人との定例会合の開催のほか、必要に応じこれらの部署又は機関との会合を行います。

2020年3月期における内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社はグループ役職員に「テルモグループ行動規範」研修を行い、内部統制委員会(4回)において、コンプライアンスに係る重要施策の審議を行っています。チーフリーガルオフィサー(CLO)はグループ各社のコンプライアンスオフィサーと連携をとりながら、コンプライアンス体制の整備をし、重大問題への対応状況を内部統制委員会に報告しています。内部通報制度は、社内における内部受付と顧問弁護士並びに外部機関における外部受付を設置し、広く通報を受け付けています。また、取締役のコンプライアンス案件は、監査等委員が受け付けています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報管理(保存、閲覧、セキュリティ、社外開示等)に関する体制
当社は「グループ文書管理規程」に基づき、グループに文書保存ルールを周知し、「グループ情報セキュリティ規程」、「個人情報保護基準」に基づき、適切に営業秘密・個人情報管理をしています。法定及び適時開示情報は内部統制委員会のディスクロージャー部会で審査を行っています。また、「グループソーシャルメディア規程」及び「同ガイドライン」に基づき、外部発信情報を適切に管理しています。
3. リスク管理に関する規程その他の体制
当社は、「グループリスク管理規程」「グループリスク管理ガイドライン」に基づき、リスク評価と対応の効率化・標準化を図り、リスク管理委員会(2回)において、リスクへの対応策を審議し、リスク低減の活動を行っています。また、アソシエイトのリスク感度向上を目的としたワークショップ形式のリスク管理研修を行っています。
4. 取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制
当社は取締役会(13回)及び経営会議(16回)、市場商品戦略会議(6回)を通じて、取締役の職務の執行の効率性を確保しています。また、「決裁制度に関するグループ規程」に基づき、迅速な意思決定を行っています。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「グループ会社管理規程」および「グループ業務分掌規程」に基づき、報告体制を整備し、運用状況をモニタリングしています。また、「グループ規程管理規程」に基づき、グループに適用する遵守事項を見直し、整備しています。
6. 監査等委員会の職務を補助する体制、報告に関する事項
当社は、取締役から独立した監査等委員会室の設置等、監査等委員会の活動を補助する体制を整備しています。「取締役、執行役員および使用人の監査等委員への報告に関するグループ規程」、「監査等委員会規則」と内部通報制度に基づき、監査等委員にも報告が共有され、報告者等が不利益を受けないことを「テルモグループ行動規範」研修で周知しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断は企業の責務として、反社会的勢力との関係は断固拒否し、これらに關係する企業、団体、個人とは一切取引を行いません。
また、反社会的勢力排除に向けて、警察当局等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図ります。
- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
・反社会的勢力による不当要求事案へは、コーポレートアフェアーズが中心となり組織的に対応し、コーポレートアフェアーズに不当要求防止責任者を設置しております。
・警察当局、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等と連携を図り、相談ならびに助言・指導を受ける体制を整備しております。
・上記関連団体等と、適宜、反社会的勢力に関する情報を共有する体制が整備されており、コーポレートアフェアーズにて一元的に管理しております。

- ・「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、これを社内に周知・徹底しております。
- ・社員に対して、適時、関連情報を発信し、また、研修活動を実施するなどして、反社会的勢力排除に向けた意識向上を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は経営支配権の異動を通じた企業活動や経済の活性化を否定するものではありません。また、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為または提案の企業価値及び株主の皆様共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報、意見、提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を要求するほか、当社において適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じていきます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1. 基本方針

テルモは、広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、当社を理解いただくために有効と思われる情報についても適時かつ積極的な情報開示に努めます。

2. 適時開示に係る社内体制

迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、社内体制の整備・充実に努めています。特に、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある企業情報の開示については、内部統制委員会の専門部会として、IR室、広報室、経営企画室、秘書室、内部統制室、および法務・コンプライアンス室の各室長をメンバーとするディスクロージャー部会が審議を担当し、法令等の遵守の徹底とともに一貫性、統一性を持った情報開示に努めています。

3. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示情報システム(TDnet)をはじめ、ニュースリリースの配信や当社ホームページへの掲載などを通じて、適時かつ適切に情報開示し、内容が広くステークホルダーの皆様が届くよう努めます。

-
- The diagram illustrates the corporate governance structure of a company, showing the relationships between various entities and the flow of information and decisions.
- 株主総会 (Shareholders' Meeting)** is the highest authority, receiving reports and proposals from the **取締役会** and the **代表取締役社長**, and making decisions on the appointment and dismissal of directors.
- The **取締役会 (Board of Directors)** is responsible for the overall management of the company. It receives reports and proposals from the **代表取締役社長** and the **監査等委員会**, and makes decisions on the appointment and dismissal of directors. It also oversees the **内部監査室** (Internal Audit Room) and the **投資委員会** (Investment Committee).
- The **代表取締役社長 経営会議 (President and Management Meeting)** is the executive body of the company. It receives reports and proposals from the **取締役会** and the **投資委員会**, and makes decisions on the company's operations. It also oversees the **内部監査室** (Internal Audit Room) and the **投資委員会** (Investment Committee).
- The **監査等委員会 (Audit and Supervisory Committee)** is responsible for supervising the company's financial statements and internal control. It receives reports and proposals from the **会計監査人** (Auditor) and the **内部監査室**, and makes recommendations to the **取締役会**.
- The **会計監査人 (Auditor)** is responsible for auditing the company's financial statements. It receives reports and proposals from the **監査等委員会** and the **内部監査室**, and makes recommendations to the **取締役会**.
- The **内部監査室 (Internal Audit Room)** is responsible for auditing the company's internal control. It receives reports and proposals from the **監査等委員会** and the **内部監査室**, and makes recommendations to the **取締役会**.
- The **コーポレート・ガバナンス委員会 (Corporate Governance Committee)**, **指名委員会 (Nomination Committee)**, **内部統制委員会 (Internal Control Committee)**, and **リスク管理委員会 (Risk Management Committee)** are advisory committees that provide recommendations to the **取締役会** on corporate governance, nomination, internal control, and risk management, respectively.
- The **投資委員会 (Investment Committee)** is responsible for reviewing and recommending investment opportunities to the **代表取締役社長**.
- 各部門・関連会社 (Departments and Related Companies)** are the operational units of the company that report to the **代表取締役社長** and the **取締役会**.